



総務省

# 郵便局ネットワーク維持の支援のための 交付金・拠出金制度について

---

令和 8 年 7 月  
総務省郵政行政部

# 郵便局ネットワーク維持の支援のための交付金・拠出金制度

1

- 郵政事業のユニバーサルサービスの安定的・継続的な提供を確保するため、平成30年6月「交付金・拠出金制度」を創設※。  
平成31年4月より運用開始。 ※独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第41号）
- 本制度では、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、不可欠な費用を、関連銀行（ゆうちょ銀行）及び関連保険会社（かんぽ生命）から徴収し（拠出金）、日本郵便に交付する（交付金）仕組みとなっている。
- 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、交付金の額及び拠出金の額を算定し、当該交付金の額及びその交付方法並びに当該拠出金の額及びその徴収方法について、総務大臣の認可を受けなければならない。（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）第18条の2第3項、第18条の3第3項）
- 総務大臣は、交付金の額等に係る認可をしようとするときは、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問しなければならない。（機構法第32条の2第2号）

## 郵便局ネットワークの維持コストの負担方法

従来

日本郵便と、関連銀行・関連保険会社との間の  
「民・民」の契約で決定

運用  
開始後



- ・ 不可欠な費用は「交付金・拠出金制度」で賄う
- ・ それ以外の費用は「民・民」の契約で決定

## 交付金・拠出金制度のスキーム

関連銀行（ゆうちょ銀行）



拠出金

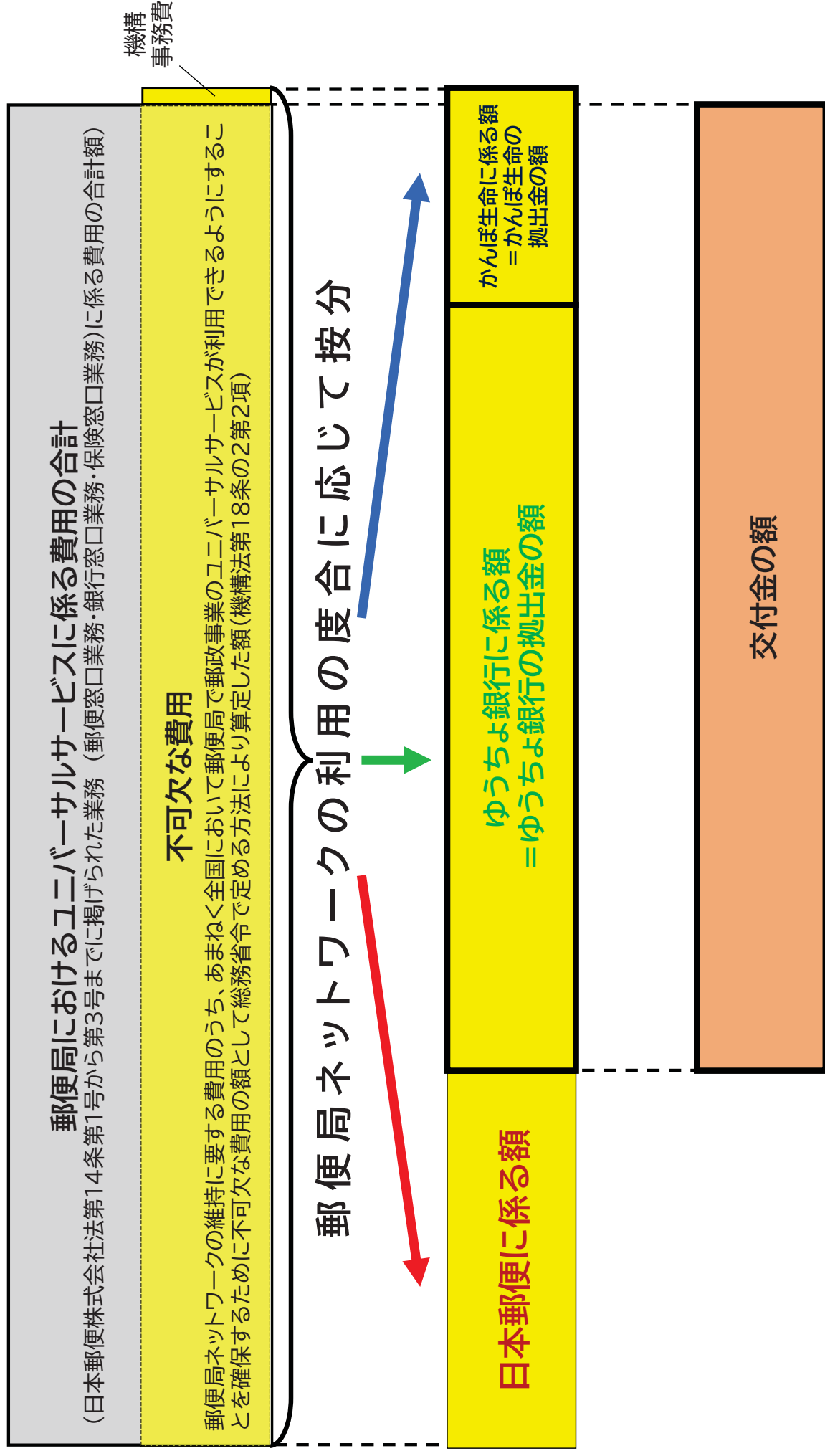


(独)郵便貯金簡易生命保険管理・  
郵便局ネットワーク支援機構

交付金

日本郵便

郵便局ネットワーク



法律の概要（機構法第18条の2）

あまねく全国において郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額

省令の概要（機構省令※第11条の2）

※独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）

直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、以下の①及び②を合計する。

- ① 郵便局（約20,000局）で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における以下のア～エの費用
- ② 簡易郵便局（約4,000局）で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するための最小限度の委託に要する費用（以下のオの費用）

算定する費用の内容

①郵便局における費用

|                                                                                           |                                                                                                     |                                                  |                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 【ア】 人件費                                                                                   | 郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局（＝2名局）により構成するものとした場合におけるア～エの費用を算定 | 【ウ】 現金の輸送・管理に要する費用                               | 【工】 固定資産税・事業所税                            |
| ＜算定方法＞<br>2名局は管理者1名・窓口職員1名で構成されているため、各々の人件費単価に直近の郵便局数（約20,000局）を乗じて算定。社員の長期休暇の取得に係る費用を考慮。 | ＜算定方法＞<br>郵便局舎の規模を基に2名局における郵便局の維持に要する費用（賃借料、工事費、水道光熱費等）を算定。                                         | ＜算定方法＞<br>現金の輸送や管理に要する費用（配送、硬貨・紙幣の保管等に要する費用）を算定。 | ＜算定方法＞<br>郵便局舎の規模を基に2名局における固定資産税・事業所税を算定。 |
| 非開示情報                                                                                     | 非開示情報                                                                                               | 非開示情報                                            | 非開示情報                                     |

②簡易郵便局における費用

|                                                             |                                                                 |
|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 【オ】 簡易郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するための最小限度の委託に要する費用 | ＜算定方法＞<br>各種窓口業務の受託手数料の基本額に当該業務を受託している直近の簡易郵便局数（約4,000局）を乗じて算定。 |
| 非開示情報                                                       | 非開示情報                                                           |

# 拠出金の額の算定方法 ①

## 法律の概要（機構法第18条の3）

不可欠な費用（前掲）及び機構の事務費の合計額を、総務省令で定めるところにより、郵便窓口業務・銀行窓口業務・保険窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分した額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額

## 省令の概要（機構省令第11条の4）

### 不可欠な費用

ア 人件費

イ 賃借料、工事費、その他の郵便局の維持に要する費用

ウ 現金輸送・管理に要する費用

エ 固定資産税・事業所税

オ 簡易郵便局における費用

機構の事務費

### 各窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合で按分

ア・イの一部

ユニバーサルサービスの

利用者の範囲及び利用状況

を勘案して各窓口業務において

見込まれる利用者による

郵便局の利用の度合で按分

按分

按分

按分

郵便窓口業務

銀行窓口業務

保険窓口業務

イの残部・ウ・エ・オ

日本郵便株式会社の

業務区分別収支の整理方法

に準じる方法で按分

按分

按分

按分

郵便窓口業務

銀行窓口業務

保険窓口業務

各窓口業務ごとに

ア～オの費用を按分した額の

合計額に応じて按分

按分

按分

按分

郵便窓口業務

銀行窓口業務

保険窓口業務

### 按分して得た額

日本郵便に係る額

関連銀行に係る額  
(= ゆうちょ銀行の拠出金)

関連保険会社に係る額  
(= かんぽ生命の拠出金)

=

×

# 拠出金の額の算定方法 ②

## 機構における算定内容

### 不可欠な費用

ア 人件費

非開示情報

イ 賃借料、工事費、その他の郵便局の維持に要する費用

非開示情報

ウ 現金輸送・管理に要する費用

非開示情報

エ 固定資産税、事業所税

非開示情報

オ 簡易郵便局における費用

非開示情報

機構の事務費  
(約0.78億円)

### 各窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合で按分

・郵便窓口業務：  
郵便の利用単位数（18歳以上人口÷事業所数）×郵便物の増減率  
 ・貯金窓口業務：貯金口座数  
 ・保険窓口業務：保有契約数  
 を利用度合として按分  
 日本郵便 116,060,204,198円  
 関連銀行 228,151,587,096円  
 関連保険会社 26,706,087,255円  
 (計：370,917,878,550円)

・各窓口業務の専有面積  
 ・現金の受払い額の度合い  
 ・職員の勤務時間の度合い  
 等をもとに按分  
 日本郵便 13,510,350,125円  
 関連銀行 45,782,963,705円  
 関連保険会社 32,788,280,061円  
 (計：92,081,593,892円)

＊イの費用は、最小限度の規模の郵便局における利用者の用に供する部分（窓口ロビー等）とそれ以外の部分（事務室等）の面積の割合に応じて分けた上、利用者の用に供する部分に対応する額はアとともに、それ以外の部分に対応する額はウ、エ、オとともに按分する。

各窓口業務ごとにア～オの費用を按分した額の合計額に応じて按分  
 日本郵便 22,044,139円  
 関連銀行 46,605,020円  
 関連保険会社 10,122,107円  
 (計：78,771,267円)  
 (注) 事務費は、機構における郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用（人件費等）を計上。

事務費

### 按分して得た額

日本郵便に係る額

129,592,598,462円  
 (参考)  
 R7:130,859,932,716円

関連銀行に係る額  
 (= ゆうちよ銀行の拠出金)

273,981,155,821円  
 (参考)  
 R7:263,079,480,524円

関連保険会社に係る額  
 (= かんぽ生命の拠出金)

59,504,489,424円  
 (参考)  
 R7:57,662,213,524円

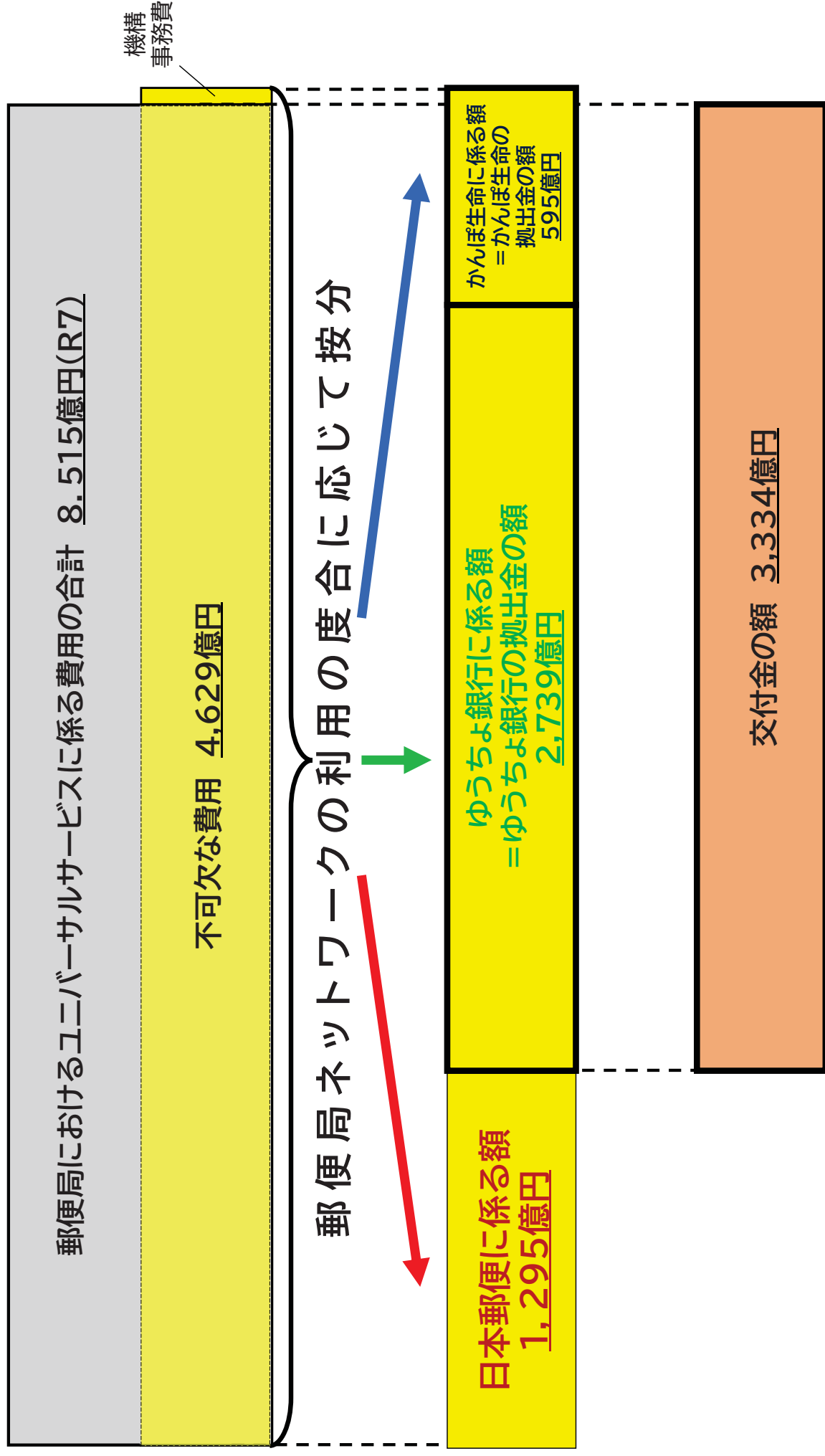
ゆうちよ銀行の拠出金の額：273,981,155,800円  
 かんぽ生命の拠出金の額：59,504,489,400円

※拠出金の額は100円未満の端数を切り捨てる（機構省令第11条の6）。



# ユニバーサルサービスに係る費用、不可欠な費用及び交付金の額

6



# 令和7年度からの郵便局の利用の度合いの算定方法について

## 概要

- 令和6年2月の審議会において法人による窓口利用の実態の反映について検討すべきとされた。
- また、同年8月、日本郵政・日本郵便から機構に対し、郵便物数の減少等を踏まえ、より郵便局ネットワークの利用実態を踏まえたものとなるよう検討の要望があった。
- これらを受け、機構では、令和7年度分の認可申請において、郵便局の利用の度合いの算定方法について、法人の利用や郵便局ネットワークの利用実態を勘案することとした。

## 算定方法

### 令和6年度まで

郵便：15歳以上人口  
銀行：口座数  
保険：保有保険契約件数

- 審議会での指摘を踏まえ法人の窓口利用の実態を反映すべく、法人数ではなく、利用単位として「事業所数」を追加。
- 郵便局の利用実態を踏まえ、「15歳以上の人口」を利用数とする現状の考え方を見直し、より郵便窓口の利用実態に近い考え方として成人人口を採用。
- 郵便局の窓口の利用度合いに郵便の利用実態を反映すべく、制度運用開始時の算定に用いたデータの年度（平成29年度）を基準とした郵便物の増減率を乗じる。

### 令和7年度以降

郵便：郵便の利用単位数（18歳以上人口＋事業所数）× 郵便物の増減率  
銀行：口座数  
保険：保有保険契約件数

（参考） 令和7年度における郵便の指標の比較

（出典：人口は人口推計（総務省統計局）、事業所数は経済センサス、郵便物の増減率は日本郵便資料より作成）

### 【令和6年度までの算定方法】

15歳以上人口：110,177千人

### 【令和7年度以降の算定方法】

郵便の利用単位数（18歳以上人口：106,928千人＋事業所数：5,287千事業所）× 郵便物の増減率（－21.16％）  
＝ 88,469千（現状との差：21,708千）  
※平成29年度と令和5年度の郵便物数の比較



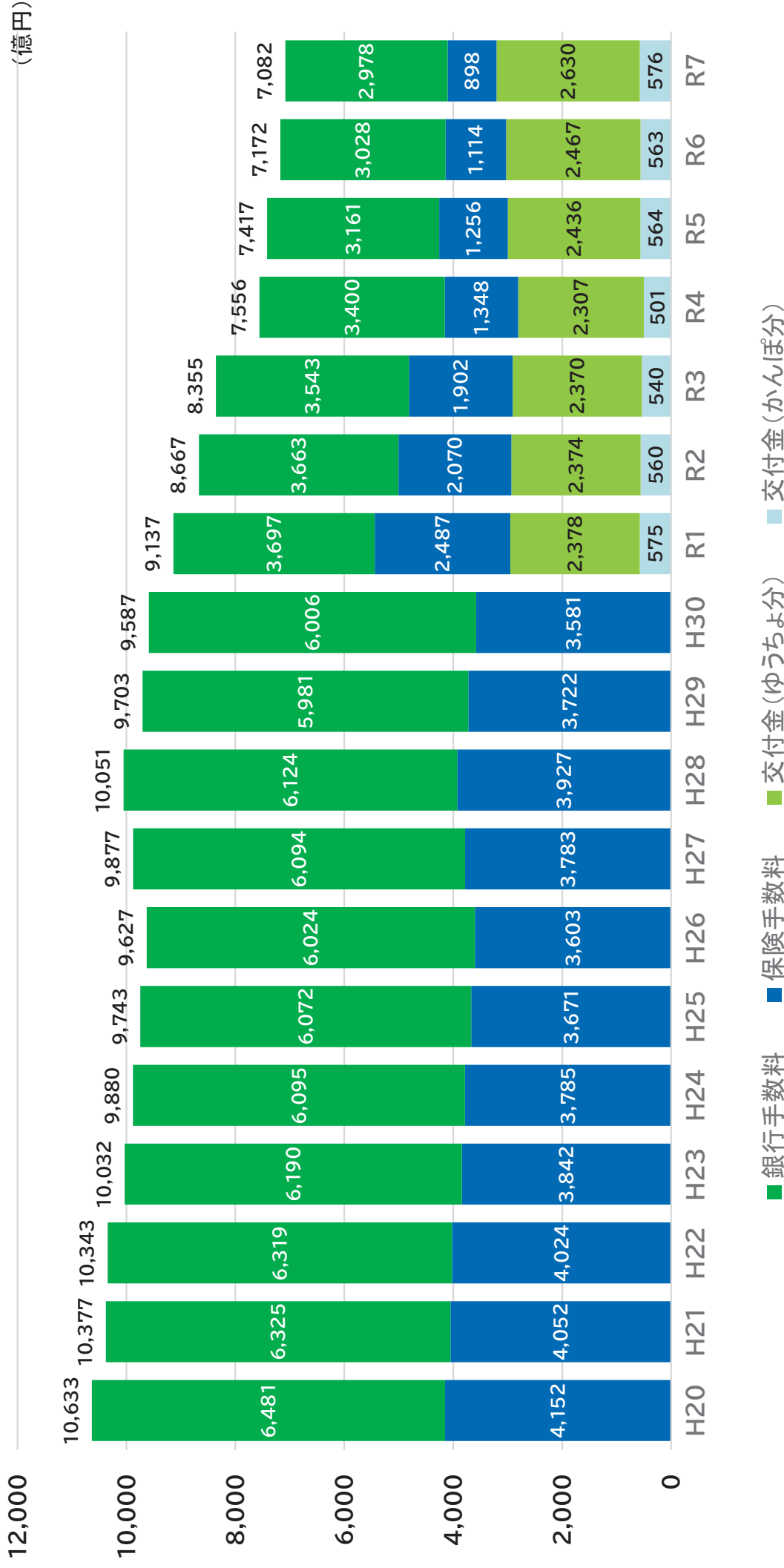
# 不可欠な費用と交付金の額の推移

| 単位:億円  | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   | R8   |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 不可欠な費用 | 4266 | 4257 | 4253 | 4138 | 4418 | 4491 | 4515 | 4629 |
|        | 1313 | 1323 | 1343 | 1330 | 1417 | 1461 | 1308 | 1295 |
|        | 2378 | 2374 | 2370 | 2307 | 2436 | 2467 | 2630 | 2739 |
|        | 575  | 560  | 540  | 501  | 564  | 563  | 576  | 595  |
| 交付金    | 2952 | 2934 | 2909 | 2807 | 3000 | 3029 | 3207 | 3334 |
| 機構事務費  | 1.76 | 0.64 | 0.79 | 0.98 | 0.84 | 0.51 | 0.77 | 0.78 |

窓口業務のDX・機械化・システム化・防犯に係る経費増

郵便局の利用の度合いの算定方法について、法人の利用や郵便局ネットワークの利用実態を勘案

# 日本郵便が受け取る交付金、銀行手数料及び保険手数料の推移



(注)数値は日本郵政の有価証券報告書・決算資料等において公表されているもの。  
交付金の額は、拠出金の額から機構事務費を控除したものの。